

令和2年度

第6回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年12月10日（木曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	山本 哲也
班 長	中川 拓哉
事務主査	西森 和子
事務主査	肥田 敬之
事務主査	中谷 雅昭
事務主査	殿元 輝之

13時00分 開会

◆東山局長 定刻が参りましたので、第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気を行っています。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ場合は、適宜休憩をはさみたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 本日は今年最後の総会となります。よろしくお願いします。

ただいまより、第6回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る11月27日、中村委員、岩橋章委員、丸山委員、坂東委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、大河内委員、曾根委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、13件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。なお、市外に在住の方が相続された件について、

No. 13は農地の所在が不明となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。なお、No. 1については報告事項（農地法第18条第6項による解約）のNo. 3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で6件ありました。なお、No. 2については議案第7号（農用地利用集積計画）のNo. 11と、No. 3については報告事項（賃借人名義変更）のNo. 1と、No. 4については議案第7号（農用地利用集積計画）No. 10と、No. 5及びNo. 6については報告事項（使用貸借の解約）のNo. 1とそれぞれ関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

使用貸借権の解約が1件ありました。

本件は、農業者年金の経営移譲年金受給のため、当該農地の耕作権を後継者に使用貸借していましたが、今回、賃借地をすべて解消したいとの意向により、解約するもので、報告事項（農地法第18条第6項による解約）のNo. 5及びNo. 6と関連があります。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

申請地は和佐地区・・・、河南総合体育館から南に約・・・mに位置します。申請人は、経営面積17,245㎡を有する農家です。農機具や農作物の保管のための農業用倉庫として使用するため、今回届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。令和2年11月19日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で17件ありました。令和2年11月9日及び19日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 8は開発許可済で、No. 12は使用貸借権設定です。また、No. 14は、3名の共有名義の農地を1名に集約させるものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、4件ありまし

た。面積は田が8,448㎡、畑が221㎡、合計8,669㎡です。なお、令和2年11月18日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

机上に対象農地の写真を配布しておりますのでご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があるため、借受予定者から証明願が5件ありました。対象農地は田のみで面積は7,707㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については議案第7号農用地利用集積計画No.2、No.13、No.15からNo.17で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第

1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。各相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で10件ありました。

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。ただし、No.7については、農地法第3条第2項第5号に規定する最低下限面積要件を満たしておりませんが、位置、面積、形状などからみて隣接する自己の農地と一体的でなければ利用が困難な農地であるため、下限面積の例外である農地法施行令第2条第3項第3号の規定を適用しています。なお、No.3については、申請人が経営する農地に違反転用地があり、和歌山市農業委員会から指導を行った経緯がございます。別紙の現況写真をご覧ください。現在は、申請人は、碎石を取り除き、土を入れ果樹を植えて、農地として管理していることを確認しています。また、No.1については市

内新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章） 議案第3号、No. 1について報告いたします。

去る11月27日、私と中村委員、事務局の方々で申請地を確認し、また申請者に対して聴取を行いました。

今回の申請内容は新規就農と所有権移転です。申請地は和歌山市・・・番地・・・で、面積は1,060㎡、現況は畑です。申請者は・・・さんで、住所は・・・で住んでいます。申請地までは5kmの距離、車で10分程度です。申請理由は、アボカド栽培をするためです。アボカドを食べたりするうちに大好きになり、また、実家（・・・）の近くで栽培し販売している方がいることを知り、自分でインターネットや本で調べたりするうちに、自分でも育てたいとの想いが一層強くなったそうです。実際に、アボカドの苗木を購入して、自宅で育成しています。

農業経験は、実家のみかん農家の手伝いをするぐらいですが、実家の・・・の協力が得られるとのこと。耕運機や草刈機等の必要最小限の農機具を保有しています。営農計画ですが、アボカド栽培は収穫まで時間がかかるため、当初は赤字を見込んでおり、将来的には利益が得られるように努力するとのことでした。

以上の話から、農地法第3条の許可基準を満たしていると思われませんが、皆様方の

慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） No. 7について、お聞きします。・・・で、職業が・・・であるが本当に営農するか疑問に思いますが。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

近隣に農地があり、週末に和歌山市に来て農業をしているとのこと。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

今所有している農地を、耕作していることを確認しています。また、退職後農業を続けていきたい意向を確認しています。

◆会長（谷河 績） 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本案件は令和2年5月18日及び令和2年9月23日付で和歌山県から転用許可がおりている案件についての事業内容変更の承認申請です。申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。変更内容は、許可済みの農地だけでは土地の形状が悪かったところ、今回隣接農地を譲ってもらえることになり、合わせて利用

することで土地の形状が良くなり、効率的に利用ができるため、一体的な資材置場としての利用に変更するものです。なお、議案第6号（農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について）のNo. 9に関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

申請地は、西和佐地区・・・、わかやま農業協同組合から西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。現在使用している農業用倉庫及び自宅の一部が都市計画道路の事業化により収用されることとなり、建て替えが必要となったため、転用申請するものです。

本件は、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆15番（丸山 勝） 議案第5号、No. 1について報告いたします。

本件について11月27日に、私と坂東

委員、それに事務局と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

申請地は、和歌山市・・・番地の・・・、阪和高速和歌山インター南側交差点の西側約・・・mの県道に面した場所で、地目は田、現況は、約1mかさ上げされていますが、良質な田の上土を入れた畑で面積は1,063㎡です。転用目的は、申請地に面した南側に自宅があり、その自宅南側に農業用倉庫があります。農業用倉庫と自宅の門長屋が、都市計画道路の市道・・・の事業化に伴い収用された為に、別の場所に新たに農業用倉庫を建設しなければならなくなり又、自宅、母屋については収用されないものの古い建物で老朽化しており、接する門長屋が収用されることから、現在の自宅の裏側の申請地に自宅と農業用倉庫を移転する計画との事であります。申請者は約・・・歳と農業従事には高齢気味ですが、同居している・・・さんが、約5反の農業を継続するとの事です。移転費用は、住宅新築工事に約・・・円、農業用倉庫新築工事に約・・・円と・・・ですが、いずれも・・・との事で・・・は、事務局が確認しています。なお、資料に始末書を添付していますがこれは、昭和の時代に先代が、自宅敷地に隣接する農地を自宅敷地と思いこみ、約10㎡の物置小屋を建てていたもので今回の測量で農地と判明した事から、始末書を提出したものです。このような状況で、農業用倉庫と自宅敷地の門長屋が、都市計画道路に収用された為に申請者所有の農地を転用して農業用倉庫と自宅住宅を建設するとの事で特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、東山東地区・・・、四季の郷公園から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・と共に・・・を営んでおり、現在のアパートが手狭になってきたことから・・・が所有する実家近くの農地を借りて住宅を建設するため、転用申請するものです。なお、使用貸借権設定で開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、山口地区・・・、山中谷駅から南約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は近隣に居住しており、農業用の軽トラックや来客用の駐車場及び農機具等の保管場所として利用するため、転用申請するものです。

No. 3 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当しま

す。申請人は、現在のアパートが手狭になってきたことから、・・・が所有する実家近くの農地を借りて住宅を建設するため、転用申請するものです。なお、使用貸借権設定で開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、将来を見据え、交通の便が良く、・・・にもアクセスしやすい申請地に住宅を建設するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 5 申請地は、川永地区・・・、紀伊駅から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、申請地の隣地で・・・を営んでおり、現在使用している資材置場が遠方で業務に支障をきたしており、また駐車場も不足しているため、駐車場及び資材置場として利用するため転用申請するものです。

No. 6 申請地は、直川地区・・・、こぼと学園から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、太陽光発電の運用を希望しており、当該申請地が近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。なお、施工は・・・が行います。

No. 7 申請地は、山口地区・・・、イ

ズミヤ川辺店から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。・・・、・・・近くの申請地に新たに住宅を建築するため、転用申請するものです。なお、使用貸借権設定で開発許可申請中です。

No. 8申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・に本店を置き、・・・を営む法人で、隣接地で介護用住宅の建設を予定しています。申請地北側の・・・を運営する社会福祉法人から従業員用の駐車場として使用したいとの申し出があったため、貸与用の駐車場として利用するため転用申請するものです。

No. 9本件は、議案第4号（事業計画変更申請に対する意見について）のNo. 1に関連するものです。申請地は安原地区・・・、智辯学園和歌山から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は申請地の西側にある・・・の・・・であり、申請地は社屋と隣接しており、申請地を資材置場兼道路として活用すると、敷地全体の効率的運用が可能になることから、露天資材置場として転用するため申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしています。また、No. 5とNo. 6については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆15番（丸山 勝） 議案第6号、No. 5について報告します。

本件について11月27日、私と坂東委員、それに事務局と共に現地調査及び事情聴取及び事情聴取を行いました。

申請地は、和歌山市・・・番地の1, 825㎡と隣接する・・・番地の797㎡の合計1, 592㎡でJR阪和線紀伊駅から南東側の新しく開通した県道粉河加太線沿いに位置し、地目は田、現況は稲刈りが終わった状態でした。転用目的は、申請地に面した南西側に申請者の会社の事務所と露天駐車場があるものの、現在の敷地内では、社用車や従業員車両の駐車場スペースが飽和状態になっている事と現在、同社が使用している資材置場が、・・・と遠方にあり作業効率が非常に悪い事から、隣接する農地を購入して・・・などの資材置場と駐車場用地として使用したいとの事です。申請会社は、平成・・・設立、資本金・・・円、従業員数・・・人、年間売上、約・・・円から・・・円の・・・で、会社方針は、地域にあった環境づくりと健康で癒しの空間作りを目指し、・・・等の・・・の他、・・・などに携わっています。造成工事費用は、約・・・円、・・・とのことで完成予定日は、許可から6ヶ月以内とのことです。転用に伴う付近の農地に対する影響や用水路等への被害防止については、地元との話し合いで問題ないと考えられます。

このような状況で、特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いて、No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので中村委員さん報告願います。

◆10番（中村 弘） 議案第6号、No. 6について報告します。

至る11月27日岩橋委員、事務局と現地調査を行った後、事務局とで譲受人、・・・さんの代りに・・・さんに事情聴取を行いました。譲渡人は、・・・・番地と・・・番地で、譲受人は、・・・番地・・・です。

申請地は、・・・番地、田、330㎡と、・・・番地、田、109㎡の2筆と、・・・番地、田、280㎡と、・・・番地、田、357㎡が山林状態の2筆で、計4筆1,076㎡です。転用計画の概要と理由ですが、土地所有者は高齢になり維持管理を継続する事が厳しい状態で近年まで知人に貸し農地として活用していましたが周りの土地は放棄され山林へと進化して行きました。今回太陽光発電用地として売却を考え近隣の農地への影響を無くしたい、・・・の太陽光発電・・・KW システム計画予定地の中に既に入っており選定に至った様です。近隣の農業への影響について、北側は2m程上段で既に太陽光発電を行っており、東側は・・・さん所有の農地で手前は資材置場の予定、南側は一段下で山林状態です。西側は水路を挟んで道路になっています。用水路への影響ですが、東側は資材置場の西側に水路があり、又西側にも道路の間に水路があり今まで通りに自然排水を行う予定で、土地改良区の意見書ももらっています。資金計画については概算見積・・・円を・・・、・・・する計画です。

完成予定日は1月末頃です。

資材置場には防草シート、フェンス、電気機具等を置き、進入方法ですが東側 坂口さん所有の農地を利用させてもらうよう了解を得ていて、西側からも2m巾で進入出来るようです。以上報告終了です。

特に問題は無いと思われませんが委員の皆様のご慎重なご審議よろしくお願いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 9を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

先議のため議案第7号 No. 9について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。新規の契約で、使用貸借権、期間は3年4ヶ月、地目は田、面積は2,019㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号No. 9について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 9は、可決と決定しました。続いて、No. 9以外について

◆西森主査 番外、説明いたします。

議案第7号 No. 9以外について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が19件ございました。賃借権が1件、使用貸借権が18件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1からNo. 8、No. 10からNo. 17については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 18からNo. 20については、は農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が28,159㎡、畑が1,080㎡、合計面積が29,239㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は田が5,002㎡、畑が1,080㎡、合計6,082㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号No. 9以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 9以外を可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので、第6回総会を閉会いたします。

13時50分 閉会